

ID: 102

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立休日応急診療所条例 第8条		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料の免除) 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立休日応急診療所条例施行規則第4条の規定による。 (使用料及び手数料の免除又は徴収猶予) 第4条 条例第7条及び条例第8条に定める特別の理由があると認めるときとは、次の各号に該当する場合をいう。 (1) 使用料等を納付する資力がないものと市長が認めるとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が手数料を納入するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項第1号の規定による使用料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日